

松田まさとし議員及び佐竹りほ議員に対する辞職勧告決議

松田まさとし大阪市議員は、国民健康保険料の負担を免れる目的で、実態の伴わない一般社団法人に関与し社会保険に加入するなど、いわゆる「国保逃れ」と指摘される行為に関与していたことが明らかとなり、日本維新の会から除名処分を受けた。

また、佐竹りほ大阪市議員については、同様の行為に関連し、社会保険料の負担軽減を目的として一般社団法人への登録を他の者に勧誘していたとされており、これを受けて日本維新の会に離党届を提出し、受理された。

国民健康保険制度は、市民が公平に負担し支え合う社会保障制度の根幹をなすものであり、その制度の趣旨を逸脱する行為や疑念を招く行動は、市民の信頼を著しく損なうものである。さらに厚生労働省は今年18日、勤務実態が無いにもかかわらず、社会保険が適用される法人の役員に就任して保険料を低く抑える脱法的な手法について、違法行為と位置づけ、厳格に判断するよう、日本年金機構に通知している。

大阪市議員は、市民全体の奉仕者として高い倫理観と法令遵守が求められる立場にあり、社会保険制度の適正な運用を確保する責務を負っている。

しかしながら、本件により大阪市議員が社会保険制度をめぐる不適切な行為や疑念に関与したと受け止められていることは、市民の市政に対する信頼を著しく失墜させるものであり、その責任は極めて重大である。

よって本市会は、松田まさとし議員及び佐竹りほ議員に対し、今回の事態の重大性を厳粛に受け止め、市民の信頼回復のため、自らその責任を明らかにするとともに、速やかに大阪市議員を辞職することを強く求めるものである。

以上、決議する。